

議案第130号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区長等の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の177.5」を「100分の192.5」に改める。

別表第1区長の項中「1,077,700円」を「1,071,500円」に改め、同表副区長の項中「864,800円」を「859,800円」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の172.5」を「100分の180」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中別表第1の改正規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条の規定 令和2年4月1日